

(第四面：法第5条第一項又は第二項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

別添資料による

3. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

建築に要する費用 〇〇〇〇万円

② 維持保全に係る資金計画

修繕資金として年間〇万円の積み立てを行う。

(注意)

- ①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。
  - ②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。
  - 共同住宅等に係る申請である場合でも、①、②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。
4. 法第5条第2項の規定による認定を受けようとする住宅の維持保全を行う者
- ① 維持保全を建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項に規定する法人が行う場合、当該団体又は法人の名称

なし

② 譲受人が建築後の住宅の維持保全を他の者と共同して行う場合、当該他の者の氏名又は名称

なし

5. 住宅の建築の実施時期

[建築に関する工事の着工の予定年月日] 平成〇〇年〇〇月〇〇日

[建築に関する工事の完了の予定年月日] 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(参考) 維持保全の方法(維持保全計画)の例(一戸建ての住宅)

点検部位		主な点検項目	点検の時期 (竣工より)	定期的な 手入れ等	更新・取替の 時期、内容
基礎	コンクリート 基礎立ち上がり	ひび割れ、欠損、沈下、換 気口のふさがり、錆び、蟻 道、等	5、10、15、20、25年★	—	建替え時に更 新
土台	土台	基礎からのすれ・浮き、腐 面欠損、腐朽・蟻害	5、10、15、20、25年★	5年で防 腐・防蟻 処理	建替え時に更 新
床組	大引き、床 束、根太	腐朽・蟻害、傾斜、たわ み、床鳴り、振動、等	5、10、15、20(取 替)、25年	5年で防 腐・防蟻 処理	20年で全面取 替を検討
軸組	柱、間柱、筋 かい、脚差	傾斜、断面欠損、腐朽・蟻 害、等	10、20年★	—	建替え時に更 新
小部屋組	たる木、も や、桝木、小 壁づか	雨漏り等の跡、小部屋組の接 合部のわれ	10、20年★	—	建替え時に更 新
屋根	瓦ふき、	ずれ、はがれ、浮き、わ れ、雨漏り、変形、等	5、10、15、20(替 替)、25年	—	20年で全面替 えを検討
外壁	サイディング 壁(窯業系)	剥離、欠損、剥がれ、シー リング材の破断、等	3、6、12、15(全面補 修)、18、21、24、27 年★	3年でト ップコー ト吹替え	15年で全面補 修を検討
雨樋	雨樋	破損、詰まり、はずれ、ひ び、軒樋の垂れ下がり	3、7(取替)10、14(取 替)17、21(取替)24 年	—	7年で全面取 替を検討
軒裏	軒裏天井	腐朽、雨漏り、はがれ、た わみ、ひび割れ	3、6、12、15(取替)、 18、21、24、27年★	—	15年で全面取 替を検討
開口部	屋外に面する 開口部	建具周囲の隙間、建具の開 閉不良、等	5、10、15、20(取 替)、25年★	—	20年で全面取 替を検討
配管設備	給水管	漏水、赤水、給水流量の不 足など	5、10、15、20(取 替)、25年	水漏れは 直ちに補 修	20年で全面取 替を検討
	排水管	漏水、排水の滞留	5、10、15、20(取 替)、25年	水漏れは 直ちに補 修	20年で全面取 替を検討

留意事項等：

- ★は地震時や台風時の後、当該点検の時期にかかわらず臨時点検を行うものとする。
- 各点検において、劣化の状況等に応じて適宜維持保全の方法について見直すものとする。
- 長期優良住宅建築等計画に変更があった場合、必要に応じて維持保全の方法の変更を行うものとする。

※維持保全計画の例は、特定の仕様の住宅を想定したもので、策定にあたってはそれぞれの住宅のそれぞれの仕様や環境条件等に応じて、項目、時期等の記載事項を決定する必要がある。